

国保だより

No.58

平成17年度の国保料金が 改正されました。

6月定例町議会で富士見町の国民健康保険（国保）料が決まりました。
この保険料は、医療費の状況や、被保険者の所得の状況・資産の状況等により、毎年料率の改正を行っています。詳しくは7月の納税通知書等といっしょにお送りする「国民健康保険料決定通知書」でお知らせしますので、ご確認をお願いします。

【医療分】

	平成16年度	平成17年度	前年度比
所得割	5.10%	4.84%	0.26
資産割	20.38%	20.27%	0.11
均等割	17,900円	17,807円	93円
平等割	17,136円	16,829円	307円

【介護分】

	平成16年度	平成17年度	前年度比
所得割	1.32%	1.63%	0.31
資産割	7.54%	10.04%	2.50
均等割	8,316円	10,680円	2,364円
平等割	5,584円	7,098円	1,514円

国民健康保険料は、所得割・資産割・均等割・平等割の按分により算定され、納付義務者は世帯主です。（世帯主が国保以外の保険に加入している場合でも、その世帯内に国保加入者がいる場合は、世帯主が納付義務者となります。但し、届出により国保の世帯主変更も可能です。）また、40歳から64歳までの方は、介護保険料も合算して納めていただくこととなります。

これから納めていただく保険料は、平成17年度中に納めていただく保険料の総額から、既にお知らせをして納付されている4月から6月までの保険料を差引いた残額を、平成18年の3月までの9ヶ月間で納付していただきます。

入院時の食事療養費の 軽減制度があります。

国保加入者が病院等に入院した場合、入院時の食事代は食事負担金として支払いますが、この本人負担額を軽減する制度があります。この制度の該当となるのは、住民税が非課税世帯となっている人です。該当となられる人で入院をされる場合は、前もって国保年金係に相談のうえ、申請してください。

平成16年度の 医療費

平成16年度の富士見町国保の総医療費は、およそ20億4千8百万円（見込み）で、前年度比で二・〇二%の増となりました。また、一人当りの医療費は33万9千円で前年と比べ一〇・二九%（一般九・〇二%、退職一〇四・一〇%、老人保健九九・九七%）となっています。

交通事故と国保

交通事故などの治療で、国保の保険証を使う場合、届出が必要になります。これは加害者に賠償責任がある場合、治療などで支払われた医療費を加害者の自賠責保険等に負担してもらったためです。交通事故等の場合は、速やかに国保年金係に連絡のうえ、「第三者行為による傷病届」を提出してください。

人間ドックで 身体チェック

医療機関で人間ドックを受けた方に受診費用の一部を補助しています。人間ドックを受けた後、医療機関が発行した領収書と、通帳印鑑、振込先の口座が分かるものをお持ちのうえ、国保年金係に申請してください。

【補助額】

日帰り受診：1万5千円
一泊二日受診：3万円

お問い合わせ
住民福祉課 国保年金係

62-9111

(有)9111

【一人当りの医療費】

	富士見町	県(市町村)平均
一般保険者	169,296円	181,370円
退職者医療保険者	283,643円	322,278円
老人保健該当者	563,862円	614,037円
全体	339,046円	342,120円

県国保の現状についての資料より